



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月12日金曜日 第1904号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	1112
医師の指定.....	1112
指定医師の所在地の変更.....	1113
指定医師の辞退の届出.....	1113
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	1113
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	1114
肥料の登録（2件）.....	1115
肥料登録有効期間の更新（3件）.....	1115
保安林予定森林にする旨の通知.....	1115
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	1116

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1118
----------------------------	------

教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する

規則の一部を改正する規則.....	1118
-------------------	------

教育委員会告示

平成20年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....	1122
平成20年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項.....	1124
平成20年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....	1124

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	1125
--------------------------	------

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	1126
政治団体の届出事項の異動の届出.....	1126
政治団体の解散の届出.....	1127
資金管理団体の指定の取消し等の届出.....	1128

告 示

○愛媛県告示第1573号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
財団法人正光会 周桑こころのクリニック	西条市丹原町願連寺274番地1	財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成19年 10月1日
ライフケア薬局東野店	松山市東野二丁目2番7号	株式会社ホームメディケア 代表取締役 中矢 孝志	精神通院医療 (薬局)	平成19年 10月1日
クローバー薬局北日吉店	今治市北日吉町一丁目8番17号	株式会社クローバー 代表取締役 足永 貴義	精神通院医療 (薬局)	平成19年 10月1日

○愛媛県告示第1574号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	皮膚科・形成外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	永 松 将 吾	東温市志津川	平成 19年10月1日
”	”	”	中 岡 啓 喜	”	平成 19年10月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科・呼吸器科	放射線第一病院	渡 部 誠一郎	今治市北日吉町1-10-50	平成 19年10月1日
”	内科・放射線科	”	岡 崎 良 夫	”	平成 19年10月1日

"	内 科	"	阿 部 寿 之	"	平成 19年10月1日
"	内科・放射線 科	"	木 本 眞	"	平成 19年10月1日

○愛媛県告示第1575号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
小 林 瑞	西 条 市 立 周 桑 病 院	西条市壬生川131	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	平成19年 9月1日
藤 野 俊	藤 野 医 院	伊予郡松前町浜417	おひさまファミリークリニック	伊予郡松前町筒井399 - 1	平成19年 9月1日
山 本 正 治	宇 和 島 市 立 吉 田 病 院	宇和島市立吉田町北小路甲21 7	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	平成19年 9月1日

○愛媛県告示第1576号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立三島病院	高 嶋 成 輝	四国中央市中之庄町1684 - 2	平成 19年8月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	"	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	福 原 稔 之	東温市志津川	平成 19年9月4日
視 覚 障 害	眼 科	"	陳 光 明	"	平成 19年9月5日
"	"	医療法人真泉会第一病院	樺 沢 泉	今治市宮下町1 - 1 - 21	平成 19年9月10日

○愛媛県告示第1577号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年9月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利子補給率			農業近代化資金 の種類	利子補給率		
	法第2条第2 項第1号、第 2号及び第4 号に掲げる融 資機関が同条	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第	法第2条第2 項第2号から 第4号までに 掲げる融資機 関が同条第1		法第2条第2 項第1号、第 2号及び第4 号に掲げる融 資機関が同条	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第	法第2条第2 項第2号から 第4号までに 掲げる融資機 関が同条第1

	第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	4号までに掲げる者に貸し付ける場合	項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	4号までに掲げる者に貸し付ける場合	項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛
2～7 省略				2～7 省略			

○愛媛県告示第1578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	永井健一	新居浜市北新町6番1号

○愛媛県告示第1579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肱川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	富永喜一	大洲市肱川町山鳥坂1003番地
"	堀井一男	大洲市肱川町宇和川2185番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大野和	大洲市肱川町予子林1959番地2
"	藤田幸男	大洲市肱川町予子林2135番地

○愛媛県告示第1580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山口正富	宇和島市津島町北灘甲339番地1
"	池田弥三男	宇和島市津島町北灘甲470番地5
"	田中富明	宇和島市津島町北灘甲2140番地1
"	船田忠夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
"	森近男	宇和島市津島町北灘乙1708番地
"	玉木邦英	宇和島市津島町浦知361番地1
"	村上康志	宇和島市津島町下畑地甲683番地1
"	山本岩太郎	宇和島市津島町近家甲911番地
"	山本俊幸	宇和島市津島町近家甲1112番地7
"	泉雄二	宇和島市津島町高田丙157番地1
"	富永照瑞	宇和島市津島町近家甲341番地
"	兵頭司博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11
監事	武内忠一	宇和島市津島町北灘丙58番地
"	坂本順作	宇和島市津島町岩松1905番地
"	藤堂武継	宇和島市津島町岩淵甲838番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	曾根貞義	宇和島市津島町上畑地甲604番地
"	赤松傳雄	宇和島市津島町高田丙393番地
"	池田弥三男	宇和島市津島町北灘甲470番地5

"	松根武	宇和島市津島町北灘甲1223番地
"	山口正富	宇和島市津島町北灘甲339番地1
"	森近男	宇和島市津島町北灘乙1708番地
"	船田忠夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
"	本城倉一	宇和島市津島町浦尻417番地
"	村上康志	宇和島市津島町下畑地甲683番地1
"	山本岩太郎	宇和島市津島町近家甲911番地
"	山本俊幸	宇和島市津島町近家甲1112番地7
"	兵頭司博	宇和島市津島町若松甲1277番地11
監事	松藤康一	宇和島市津島町下畑地甲1509番地
"	武内忠一	宇和島市津島町北灘丙58番地
"	坂本順作	宇和島市津島町若松1905番地

○愛媛県告示第1581号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成19年9月7日	愛媛県第1272号	魚かす粉末	ぼかし魚粉1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第1582号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成19年8月15日	愛媛県第1271号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粉状苦土炭酸石灰1号	可溶性苦土 15.0 アルカリ 53.0	公定規格のとお	株式会社研農 高知県高知市萩町一丁目9番48号

○愛媛県告示第1583号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年9月15日	愛媛県第1224号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰20	アルカリ分 45.0 可溶性苦土 10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第1584号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、

次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年9月15日	愛媛県第1225号	副産石灰肥料	粒状シエルスター	アルカリ分 48.0	公定規格のとお	株式会社研農 高知県高知市萩町一丁目9番48号
平成22年9月25日	愛媛県第1244号	混合有機質肥料	宇和混合有機2号	窒素全量 2.0 りん酸全量 14.0	公定規格のとお	株式会社研農 高知県高知市萩町一丁目9番48号

○愛媛県告示第1585号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年9月5日	愛媛県第1267号	魚廃物加工肥料	遊子漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.6	公定規格のとお	遊子漁業協同組合 愛媛県宇和島市遊子2548番地

○愛媛県告示第1586号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町二名乙2365の1、乙2365の4、乙2365の5、乙2365の7、乙2365の9、乙2365の11、乙2379の1、乙2379の3、乙2380の1、乙2380の2、乙2382

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

二名乙2380の1・乙2380の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町上黒岩2330、2336、2338、2426、2427

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上黒岩2330・2338・2426（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町上畑野川甲1328、甲1329の1、甲1330、甲1331の4、甲1332、甲1334、甲1335の1、甲1350から甲1352まで、甲1353の1、甲1353の2、甲1354の1から甲1354の3まで、甲1355、甲1361の1、甲1361の2、甲1363、甲1364の1から甲1364の3まで、乙611の2から乙611の5まで、乙611の8、乙612の1、乙612の3、乙613の1、乙613の4、乙614の4から乙614の6まで、乙616の1、乙616の2、乙617の1から乙617の14まで、乙618の1から乙618の3まで、乙619の1から乙619の3まで、乙620の1、乙620の2、乙621の1から乙621の4まで、乙622の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上畑野川甲1328・甲1329の1・甲1330・甲1332・甲1334・甲1335の1・乙622の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町大川4770

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢8266

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町上黒岩1913の1、1914の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1587号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年9月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）</p> <p>第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p>	<p>（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）</p> <p>第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p>

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛	年5厘5毛

運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛		7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年5 厘5 毛	年5 厘5 毛	
8 省略						8 省略					

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年10月1日	特定非営利活動法人 ヒューマン・チェーンセンター	戒 田 優	愛媛県松山市畑寺二丁目9番33号 ディアス戒田201号	この法人は、青少年や子どもたちが健全に育ち、社会の一員としての責務を担ってゆくべく新たな出発をするための各種の支援活動を行い、「大人たちの温かいまなざし」による、ふれあい豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月12日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1(第2条関係)								別表第1の1(第2条関係)							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高等学校	3年	普通科	<u>1,040</u>	4年	普通科	夜	160	川之江高等学校	3年	普通科	<u>1,080</u>	4年	普通科	夜	160
三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	<u>720</u> 120 120	4年	普通科	夜	<u>40</u>	三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	<u>760</u> 120 120	4年	普通科	夜	<u>80</u>
省略								省略							
新居浜西高等学校	3年	普通科	960	3年以上	普通科	夜	160	新居浜西高等学校	3年	普通科 生活文化科	960 <u>40</u>	3年以上	普通科	夜	160
新居浜南高等学校	3年	総合学科	<u>360</u>					新居浜南高等学校	3年	総合学科	<u>400</u>				
新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 環境化学科	120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	<u>120</u>	新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 環境化学科	120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	<u>160</u>
省略								省略							
西条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科	<u>760</u> 120 120	4年	普通科	夜	160	西条高等学校	3年	普通科 理数科 商業科	<u>800</u> 120 120	4年	普通科	夜	160
省略								省略							
丹原高等学校	3年	普通科 園芸科学科	<u>440</u> 120					丹原高等学校	3年	普通科 園芸科学科	<u>480</u> 120				
今治東高等学校	—	—	—					今治東高等学校	<u>3年</u>	普通科	<u>160</u>				
省略								省略							
今治南高等学校	3年	普通科 園芸クリエイト科	<u>800</u> 120					今治南高等学校	3年	普通科 園芸クリエイト科	<u>840</u> 120				
大島分校	3年	普通科	<u>40</u>					大島分校	3年	普通科	<u>80</u>				
省略								省略							
今治工業高等学校	3年	機械科 電子機	120 120	4年	機械科	夜	<u>40</u>	今治工業高等学校	3年	機械科 電子機	120 120	4年	機械科 電気科	夜	<u>80</u> <u>40</u>

		械科																		
		電気科	120																	
		情報技術科	120																	
		環境化学科	120																	
		繊維工学科	120																	
		デザイン科	120																	
	省略																			
	——			——	——	—	—													
弓削高等学校	3年	普通科	160																	
省略																				
松山東高等学校	3年	普通科	1,200																	
松山西高等学校	——	——	——																	
省略																				
松山工業高等学校	3年	機械科	120	4年	機械科	夜	160													
		電子機械科	120		電気科		120													
		電気科	120		建築科		160													
		電子科	120																	
		情報技術科	120																	
		工業化学科	120																	
		建築科	120																	
		土木科	120																	
		繊維科	120																	
省略																				
東温高等学校	3年	普通科	760																	
		商業科	240																	
省略																				
伊予高等学校	3年	普通科	1,080																	
大洲高等学校	3年	普通科	480																	
		商業科	120																	
省略																				
八幡浜高等学校	3年	普通科	560	4年	普通科	夜	160													
		商業科	240																	
		情報ビジネス科	120																	
八幡浜工業高等学校	3年	機械科	120																	
		——	——																	
		——	——																	
		械科																		
		電気科	120																	
		情報技術科	120																	
		環境化学科	120																	
		繊維工学科	120																	
		デザイン科	120																	
省略																				
岩城分校								4年	普通科	昼	40									
省略																				
弓削高等学校	3年	普通科	200																	
省略																				
松山東高等学校	3年	普通科	1,240																	
松山西高等学校	3年	普通科	160																	
省略																				
松山工業高等学校	3年	機械科	120	4年	機械科	夜	160													
		電子機械科	120		電気科		160													
		電気科	120		建築科		160													
		電子科	120																	
		情報技術科	120																	
		工業化学科	120																	
		建築科	120																	
		土木科	120																	
		繊維科	120																	
省略																				
東温高等学校	3年	普通科	800																	
		商業科	240																	
省略																				
伊予高等学校	3年	普通科	1,120																	
大洲高等学校	3年	普通科	480																	
		商業科	160																	
省略																				
八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	夜	160													
		商業科	240																	
		情報ビジネス科	120																	
八幡浜工業高等学校	3年	機械科	120																	
		電気科	40																	
		情報技術科	40																	

		電気技術科	120				
		土木科	120				
川之石高等学校	3年	総合学科	400				
省略							
土居分校				4年	農業科	昼	80
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	480 120 240 120	3年以上	普通科	夜	40
宇和島南高等学校				3年以上	普通科	夜	120
省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	640 120				

備考 1 新居浜南高等学校、北条高等学校及び川之石高等学校の全日制の課程並びに新居浜西高等学校、松山南高等学校、宇和島東高等学校及び宇和島南高等学校の定時制の課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とする。

2 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
しげのぶ特別支援学校	幼稚部	2年保育		10
		1年保育		5
	小学部	6年		
	中学部	3年		
省略	高 等 部	本 科	普通科	84

備考

1・2 省略

		術科 電気技術科	80				
		土木科	120				
川之石高等学校	3年	総合学科	440				
省略							
土居分校				4年	農業科	昼	120
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	480 120 240 120				
宇和島南高等学校	3年	普通科	160	3年以上	普通科	夜	160
省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	720 120				

備考 1 新居浜南高等学校、北条高等学校及び川之石高等学校の全日制の課程並びに新居浜西高等学校、松山南高等学校及び宇和島南高等学校の定時制の課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とする。

2 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
しげのぶ特別支援学校	幼稚部	2年保育		10
		1年保育		5
	小学部	6年		
	中学部	3年		
省略	高 等 部	本 科	普通科	76

備考

1・2 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（高等学校の入学定員の特例）

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成20年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	全 日 制 の 課 程		定 時 制 の 課 程	
	学 科	入学定員	学 科	入学定員
川 之 江高等学校	普 通 科	320		

西	条高等学校	普 通 科	240		
丹	原高等学校	普 通 科	120		
今	治 南高等学校	普 通 科	240		
弓	削高等学校	普 通 科	40		
東	温高等学校	普 通 科	240		
八	幡 浜高等学校	普 通 科	160		
川	之 石高等学校	総 合 学 科	120		
宇	和 島 東高等学校			普 通 科	40
南	宇 和高等学校	普 通 科	200		

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	定時制の課程	備考
	学科	
新居浜工業高等学校	機 械 科	平成20年度から生徒募集を停止
松山工業高等学校	電 気 科	同
宇和島南高等学校	普 通 科	同

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第9号

平成20年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成19年10月12日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成20年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成20年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 平成20年度県立高等学校の第1学年の募集人員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の学科について、一括して募集することができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 平成20年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了

した者

- 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願

入学志願者は、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は直接)、志願先高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に入学願書を提出しなければならない。この場合において、全日制の課程と定時制の課程とを併願することはできない。

出願期間は、平成20年2月19日(火)午前9時から同月25日(月)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

3 志願変更

入学志願者は、入学願書受付締切り後、平成20年2月26日(火)午前9時から3月4日(火)正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。

なお、当該期間中の受付時間、変更手続等の詳細については、教育長が別に定める。

4 報告書

中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- 調査書
- 学習成績等一覧表

5 学力検査

入学志願者全員に対して次により学力検査を行う。

- 検査教科
 - 全日制の課程
 - 国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。
 - 定時制の課程

国語を入学志願者全員に受検させることとし、社会、数学、理科及び英語の4教科から2教科を入学志願者に選択させて、計3教科とする。

(2) 検査問題

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(3) 検査期日

平成20年3月11日（火）及び同月12日（水）

(4) 学力検査場

志願先高等学校（本校又は分校）

6 面接及び実技テスト

(1) 面接は、入学志願者全員に対して行う。

(2) 実技テストは、工業科のデザイン科の入学志願者に対して行う。

(3) 面接及び実技テストは、学力検査終了後に行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

(1) 各高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。

(2) 全日制の課程については、次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員（推薦入学確約者を除く。以下この号において同じ。）を下回っている場合は、ア及びイ中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

ア 第1選抜

調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1、第2、第3学年において履修した必修教科の評定の合計をいう。以下イにおいて同じ。）が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。

イ 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績（A）、調査書点（B）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点（C）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、A、B及びCの比率は、それぞれAは3～6、Bは2～4、Cは2～4の範囲内とし、A、B及びCの比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

(3) 定時制の課程については、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成20年3月18日（火）

9 第2次募集

定時制の課程については、第1次募集における合格者が募集人員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。この場合において、学力検査の教科は、第1次募集の場合に準ずる。

学力検査を行う期日は、平成20年4月2日（水）とし、合格者の発表を行う期日は、同月3日（木）とする。

なお、学力検査の方法等の詳細については、教育長が別に定める。

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集人員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集人員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

3 出願資格

(1) 推薦入学を志願できる者は、平成20年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学校長」という。）が推薦するものとする。

ア 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

イ 当該高等学校・学科に適性、興味・関心を有すること。

ウ 人物が優れていること。

エ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

オ 次の要件のいずれかに該当すること。

(ア) 特別活動において優れた実績を有すること。

(イ) 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

(ウ) 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

(2) 出願資格の詳細については、各高等学校長が、それぞれの高等学校の教育目標、当該学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

4 出願

推薦入学志願者は、在籍中学校長を経て、高等学校長に推薦入学願書及び自己アピール書を提出しなければならない。

出願期間は、平成20年1月23日（水）午前9時から同月30日（水）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 報告書

在籍中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 推薦書

(2) 調査書

6 学力検査

学力検査は、行わない。

7 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テスト

- (1) 推薦入学志願者全員に対して、面接及び集団討論のうちから少なくとも1つ並びに作文及び小論文のうちから少なくとも1つの合わせて2つ以上を行う。

なお、面接、集団討論、作文及び小論文の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

- (2) 実技テストは、工業科のデザイン科の推薦入学志願者に対して行う。
- (3) 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストを行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成20年2月7日(木) 志願先高等学校(本校又は分校)

8 推薦入学者の選抜

高等学校長は、各高等学校、学科等の特色を踏まえて、自己アピール書、報告書並びに面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストの結果等を総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

9 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成20年3月18日(火)

○愛媛県教育委員会告示第10号

平成20年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成19年10月12日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成20年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成20年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成20年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 160名

愛媛県立松山西中等教育学校 160名

愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成20年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成20年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願

入学志願者は、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先中等教育学校の校長(以下「中等教育学校長」という。)に入学志願書及び入学志願理由書を提出しなければならない。

出願期間は、平成19年12月18日(火)午前9時から同月25日(火)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 調査書

調査書は、小学校長から中等教育学校長に提出するものとし、その様式等については、教育長が別に定める。

6 面接、作文及び適性検査

- (1) 入学志願者全員に対して、面接、作文及び適性検査を行う。
- (2) 面接、作文及び適性検査を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成20年1月15日(火) 志願先中等教育学校

7 入学者の選考

- (1) 中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を総合的に判断して、入学予定者を選考する。
- (2) 入学予定者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成20年1月21日(月)午前9時

8 入学予定者の欠員の補充

入学辞退その他の理由により、入学予定者に欠員を生じた場合は、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認の上、これを補充する。

なお、欠員を補充する期間、その実施方法等については、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第11号

平成20年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成19年10月12日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成20年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成20年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成20年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 本科

ア 平成20年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専攻科

ア 平成20年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校

又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

3 出願

入学志願者は、在籍学校又は出身学校の校長（以下「在籍学校等校長」という。）を経て（在籍学校及び出身学校のない場合は直接）、志願先学校の校長（以下「志願先校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。

出願期間は、平成20年2月1日（金）午前9時から同月14日（木）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 報告書

在籍学校等校長から志願先校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- (1) 調査書
- (2) 健康診断票
- (3) 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

5 学力検査

特別支援学校の高等部の本科（普通科を除く。）及び専攻科の入学志願者に対して次により学力検査を行う。

(1) 本科

ア 検査教科

志願先校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成20年3月5日（水）

エ 検査場

志願先の特別支援学校（本校）

(2) 専攻科

ア 検査教科

松山盲学校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第62号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成20年3月5日（水）

エ 検査場

松山盲学校

6 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して行う。

(2) 適性検査

ア 志願先校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、志願先校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日

学力検査の検査期日と同じ日とする。

7 入学者の選抜

志願先校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

- (1) 各学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。
- (2) 可否の判定に当たっては、報告書並びに学力検査の成績、面接及び適性検査の結果等を総合して判定する。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成20年3月19日（水）

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第17号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月12日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（交通規制の対象から除く車両）	（交通規制の対象から除く車両）
<p>第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 車両の通行禁止（一方通行を除く。）及び歩行者用道路の交通規制の対象から除く車両</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 次に掲げる車両で、通行禁止除外標章（別記様式第1号）</p>	<p>第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 車両の通行禁止（一方通行を除く。）及び歩行者用道路の交通規制の対象から除く車両</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 次に掲げる車両で、通行禁止除外標章（別記様式第1号）</p>

<p>を掲出しているもの</p> <p>(ア) 感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両</p> <p>(イ)～(ウ) 省略</p> <p>(コ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物____の集配又は電報の配達のため使用中の車両</p> <p>(カ)～(キ) 省略</p> <p>ケ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2～7 省略</p>	<p>を掲出しているもの</p> <p>(ア) 伝染病患者の収容又は伝染病の予防活動のため使用中の車両</p> <p>(イ)～(ウ) 省略</p> <p>(コ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両</p> <p>(カ)～(キ) 省略</p> <p>ケ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2～7 省略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
加藤博徳後援会	加藤 監 一	堀 内 達 郎	伊予郡松前町大字中川原659 - 3	平成19年 8月 1日	
八束正後援会	仙 波 康 宏	門 屋 美 信	伊予郡松前町徳丸233 - 4	平成19年 8月 2日	
渡部昭後援会	渡 部 昭	三 浦 一 臣	松山市八反地甲209	平成19年 9月 5日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県農政同志会支部	代 表 者	石 川 迪 士	嘉喜山 登	平成19年 7月 3日	政党の支部
愛媛県農政同志会	代 表 者	石 川 迪 士	嘉喜山 登	平成19年 7月 3日	
山田としお愛媛県後援会	代 表 者	石 川 迪 士	嘉喜山 登	平成19年 7月 3日	
自由民主党玉川支部	代 表 者	越 智 豊	桑 田 誠	平成19年 7月 9日	政党の支部
	会 計 責 任 者	阿 部 勇 二	越 智 豊		
伊賀上明治後援会	代 表 者	鎌 倉 啓 典	小笠原 利 行	平成19年 7月 9日	
	会 計 責 任 者	池 内 武 夫	高 石 健 一		
税理士による山本公一後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市鶴島町 5 - 6	宇和島市山際 1 - 4 - 20	平成19年 7月31日	
	代 表 者	山 本 榮 治 郎	西 田 良 三		

	会 計 責 任 者	山 本 榮治郎	西 田 良 三		
自由民主党愛媛県たばこ耕作組合支部	代 表 者	古 森 泰 則	松 本 義 弘	平成19年 8 月 9 日	政党の支部
全国たばこ耕作者政治連盟愛媛県支部	代 表 者	古 森 泰 則	松 本 義 弘	平成19年 8 月 9 日	
自由民主党松山支部連合会	代 表 者	川 本 光 明	松 下 長 生	平成19年 8 月15日	政党の支部
	会 計 責 任 者	森 岡 功	一 橋 邦 雄		
自由民主党野村支部	主たる事務所の所在地	西予市野村蔵良7	西予市野村町野村12 - 44	平成19年 8 月20日	政党の支部
愛媛ビルメンテナンス政治連盟	代 表 者	武 智 健	佐 伯 喜 実	平成19年 8 月22日	
	会 計 責 任 者	八 石 昌 明	武 智 健		
自由民主党愛媛県今治市第三支部	主たる事務所の所在地	今治市天保山町3 - 1 - 3ポートビル2階	今治市桜井1 - 10 - 27	平成19年 8 月31日	政党の支部
	会 計 責 任 者	三 田 次 郎	依 光 幹 夫		
豊洋会	主たる事務所の所在地	西予市三瓶町津布理3211	松山市平和通3 - 1 - 30	平成19年 8 月31日	
	会 計 責 任 者	柳 澤 陽 造	柳 澤 晋 哉		
公明党愛媛県本部	代 表 者	笹 岡 博 之	井 上 和 久	平成19年 9 月 3 日	政党の支部
	会 計 責 任 者	豊 田 実知義	笹 岡 博 之		
山本公一を育てる会	会 計 責 任 者	清 水 明	志 波 明	平成19年 9 月 4 日	
えひめ民社協会	会 計 責 任 者	安 藤 雅 康	藤 川 修 次	平成19年 9 月14日	
阿部悦子と市民の広場	代 表 者	青 木 和 代	流 水 龍 也	平成19年 9 月25日	
	会 計 責 任 者	野 中 玲 子	小 倉 正		

○愛媛県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日和佐よしお後援会	沢田真喜夫	平成18年4月10日
愛 義 塾	松田 仁	平成19年7月17日
南予と県政を結ぶ会	池田 惣子	平成19年7月31日
くすはし康弘後援会	木本 真	平成19年7月31日
和家稔後援会	和家利樹	平成19年7月31日

阿部悦子を推薦する会	流水龍也	平成19年8月1日
自由民主党愛媛県東温市第一支部	柳沢正三	平成19年8月10日
やなぎさわ正三後援会	中野忠良	平成19年8月10日
いよみのある会	上田利治	平成19年8月14日
自由民主党愛媛県南宇和郡第一支部	猪野武典	平成19年8月20日
榎みつこ後援会	石田笑子	平成19年8月31日
岡田幸一後援会	岡田一夫	平成19年9月6日
えひめの未来を考える会	明比初志	平成19年9月10日
愛媛維新の会	田房美紀	平成19年9月12日
藤川修次後援会	藤川修次	平成19年9月13日

長 島 清 志 後 援 会	長 島 清 志	平成19年9月15日	ゆめのある愛媛を創る会	楠 橋 康 弘	平成19年9月20日
西 田 博 文 後 援 会	竹 本 延 男	平成19年9月19日	今 村 ま り こ 後 援 会	橋 富 彦	平成19年9月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成19年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

届出をした者の 氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体で なくなった旨の 届出年月日
藤 川 修 次	松前町議会議員	藤川修次後援会	伊予郡松前町筒井1515	藤 川 修 次	平成19年9月18日